

第五十一回国会 農林水産委員会議録 第二号

(一七)

昭和四十年十二月二十三日(木曜日)
午前九時五十分開議

出席委員
委員長 倉成 濱地 文平君

理事 館林三喜男君	理事 田口長治郎君
理事 本名 武君	理事 赤路 友藏君
理事 東海林 稔君	理事 芳賀 貢君
池田 清志君	長谷川四郎君
金子 岩三君	小山 長規君
小枝 一雄君	田邊 國男君
笹山茂太郎君	宇野 宗佑君
高見 三郎君	草野 一郎平君
野原 正勝君	中川 藤田
松田 鐵藏君	森田 重次郎君
栗原 未男君	ト部 政巳君
千葉 七郎君	高田 富之君
松浦 定義君	森 誠君
湯山 勇君	中村 時雄君
百郎君	大藏大臣 福田 趟夫君

(参
協同組合連合
会会長) 橫田 武君
専門員 松任谷健太郎君

十二月二十三日
委員千葉七郎君及び山田長司君辞任につき、その補欠として栗原俊夫君及び高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

○繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
○日本蚕糸事業団法案(内閣提出第一二号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び日本蚕糸事業団法案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

○栗原俊夫君 質疑の申し出がありますので、これを許します。

○栗原俊夫君 予算委員会等もあってなかなかたいへんなところを特に差し縁つて出席してくれた大臣の熱意に感謝をいたします。

○栗原俊夫君 御承知のとおり、いま当委員会では蚕糸事業団法案が審議されておるわけですが、もともと繭糸価格安定法があつて、毎年糸値の安定がはかられてきたわけですが、その上値、下値の値幅がかつて四万円であったものが、九万円という値幅になつた。安定をしなければならぬのに、安定する値幅がかえつて広がつた。こういう中で、いま蚕糸に關係しておる養蚕農民団体、さらに製糸関係

の団体等がそれぞれ相談をいたしまして、本来ならば繭糸価格安定法の上値、下値の幅をもつと狭めてもらう、こういうことを要望している中で、いろいろな事情の中から、中間安定帯をつくる蚕糸事業団をつくろう、こういう要望もいれられてこの法案になつて出てきているわけであります。

その機能については、まだこれで万全というわけにはいきません。いきませんけれども、とにかくこれをつくって民間も全面的に協力をした中で、自分たちの生きる道である繭糸価格の安定をはからう、こういうことがありますが、その資本構成について特に大蔵大臣にお願いをし、決意の表明をいただきたいわけでございます。

法案によれば、あの三十三年直後にできた日本蚕糸事業団の出資金十億円、さらに製糸団体から五億円、農民団体から五億円、それに保管会社三千萬円、合わせて二十億三千万円で出発しよう、こういうものであります。そこで問題は、それでもいいではないかという議論もあります。幾らあつたら絶対間違いないといふ限界はおそらくないと思ひます。しかし、少ないより多いほうがいいといふことは当然なので、これもよからうという議論もある中で、問題は、養蚕農民もなかなか楽でない経済状態の中から五億円金を出そ、製糸団体のほうでも五億出そ、こういう形で二十億三千萬円がここででき上がるわけですが、そこで繭糸価格の安定のために政府のほうでももう一つ、單に法律をつくつていままであった蚕糸事業団の資本をそのまま横すべりをさせるだけでなく、農民も製糸団体も自己のふところから五億円ずつ合

わせて十億出すのだから、この際政府のほうの側もいままで出しておるほかに十億出してほしい、またわれわれは出すべきだ、こう考えておるわけです。そしてこれはお忘れには万々なりますまい。さんが當時蚕糸事業団をつくったときの農林大臣であり、とりあえず十億円を出して安定をはからう、しかし必要によつてはまだ十億くらいは出してもいいのだ、こういうようなこともあります。ただ、ただいまお話をありました資本金の申し上げる次第であります。

○福田(赳)國務大臣 今回蚕糸事業団が一本化の形で進められておるに際しまして、皆さんから非常な御協力をいただいておることについて御礼を申し上げます。これがうまくいくかいかないか、これは養蚕農民に重大な関連のある問題だと思ひます。

問題であります。これは資本金ばかりの問題でなく、融資能力ということも大きな問題であろうと思ひます。私も垂繭系の価格の安定といふものにつきましては重大な関心を持つておることは、ただいま栗原委員からお話をとおりでござりますが、とにかくこれがうまくいかなければもう困

る この段階とすると、大きな切り札としての蚕糸事業団だと思います。したがいまして、今後の推移に応じまして、必要がありますれば政府におきましてもただいまお詫のような措置をとることを申し上げて、お答えにさせていただきたいと思います。

とにかく金を持ち出してやろう。本来的に言えば、私たちには、蘭糸価格安定法をもつと幅を縮めて、言うなれば、今度できる蚕糸事業団の中間安定帯を即蘭糸価格安定法の安定帯にしたい、こう実は腹の中では思っておるので。しかし、いろいろな事情もこれあり、こういう中間安定帯というものをとにかくならぬ事情にあるということでおくる以上は、どうしてもこれをつくって成功させなければならぬ。そこにはやはり農民からもこれから金を取り立てる仕事もあるわけですから、それならばおれたちも出すと、こういうはずみをつけるには、必要があればということでなくして、財政とにらみ合わせて、農民の出し切るまでには政府のほうでもひとつよしここまではめんどうを見よう、この程度までぜひひとつ踏み切っていただきたい、こう思うのですが……。

○栗原委員　ただいまの答弁は、私たちの考えて
る、つまり栗原委員から急に言わ
れて、私はこうするのだところで大みえを切れ
ば、はつきりしたお答えになると思うのであります
が、何ぶんとっさのお話でござりますので、栗
原委員のおっしゃることにつきましては、とくと
それを腹に置きましたて検討いたしたい、かようす
を考えております。

○倉成委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

○会成委員長代理
ます。

休憩前に弓道練習会議を開催

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案及び本蚕糸事業團法案の両案を一括議題とし、参考人から意見を聽取ることにいたします。

本日御出席の参考人を御紹介申し上げます。日本製糸協会会长安田義一君、中央蚕糸協会会长長山添利作君、全国養蚕農業協同組合連合会会長横田武君、以上の方々でございます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず当委員会に御出席くださいまして、まことにありがとうございます。それぞれ率直な御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

なお、はなはだかつてではございますが、時間

等の都合もござりますので、御意見開陳の時間は、お一人おおむね十五分程度にお願いいたしました。いと存じます。

述べいただいた後、委員各位から参考人の御意見に対する質疑をしていただくことにいたします。
それでは安田参考人から御意見を述べてください。

○安田参考人 それでは御指名に従いまして、私が最初に意見を若干申し上げたいと存じます。

ただいま御審議をいたしておりますこの法案の目的いたしますところは、糸価の安定ということと、それから農家の養蚕経営の安定ということに目的がある、かように私は理解をいたしております。

る減産の傾向があるわけでございます。これは申すまでもなく、わが国の産業構造の変化、簡単な申しますならば、工業国にだんだん変わってきてある、かように考えるのでござります。生糸の先進国でありまするフランスでありますとかイタリアも、ちょうどだいたいの日本と同じような傾向をたどりまして、現在では輸入国になつておりますことは、皆さま御存じのこととおりでございます。
もっと具体的に申しますならば、農村の農業人口の減少、それに伴います農家の労賃の高騰というようなものが、蚕糸業の發展をはばんでいる、かようには考えるのでござります。ことに最近は、農家も非常に經營につきましては、進歩といふとたいへん失礼でございますが、計画的になつておりますので、繭をつくりまして、これが幾らで売れるかということがはつきりしない、できたときの相場で売買されるのだということでは、私は、昨今の進歩した農村ではなかなか養蚕業に力入れないのではないか、かように考えております。
この法律を提案をしていただきます背景といつたしましては、製糸業と養蚕業というものが緊密に手を握ったのでござります。
わが国のこの業界の歴史を考えますと、製糸と養蚕というものは常に対立をいたしまして、繭の買い手と売り手、ただいまでも立場は同じでございますが、製糸のほうはなるべく繭を安く買いたい、農家のほうはなるべく繭を高く売りたい、これが過去の歴史でございます。しかしながら、なければ、わが国の蚕糸業はだんだん衰退をしていく、かように私ども製糸業者も気がついたわけござります。これは互いに手をとり合つて、何とか繭をふやさなければならぬ、かような意味におきまして、私どもはかねてから製糸養蚕懇談会というものをを持ちまして、緊密な連絡をとつてお

ります。また、私のさきか個人の意見になりますが、私は、農家が繭を掃き立てる前に、ことしの繭は幾らくらいで買ってあげますよ、こういうことを約束しなければ、なかなか養蚕をやる人がふえないだろう、かように考えております。私どもはこれを事前協定、こういう名前を使っておりますが、遺憾ながら、私がずいぶん口をすべくして言うのでございますが、まだまだ製糸業者はそこまでは至っておらぬ。と申しますことは、事前に協定をいたしまして、実際に繭が出てくるまでの間にかなりの期間がかかりますので、どうしてもそれはリスクが大きい、こういうことでございます。しかし、今度ここでお取り上げを願っておりますのは、もう少し繭の出回る近くになつてひとつ繭の価格を保証しよう、これは農林大臣がお定めになります基準価格、そういうものでひとつ製糸業者もその価格を保証しよう、こういうことに踏み切つたのでございます。これは従来の製糸業から申しますと、清水の舞台から飛びおりた、こういうことだと思います。しかしながら、こういうことによつて、まず繭というものの価格をこの程度まではお買いたしますということをお約束して、そうして繭を増産しなければならない、これが現在の状況でございます。

ます。過去におきましては生糸はわが国の輸出の大宗ということです、いろいろな国家的保護を受けさせておったわけですが、時勢の移り変わり、わが国の輸出貿易の品目の中の変化によりまして、その占めておりますシェアはたいへん小さくなっています。しかしながら、なおかつ相当の外貨を獲得いたしております。さような意味で、私はこの法律で蘭価を保証することによって増産を進めたい、そういう意味で賛成でございます。

當時に もう一つの目的でござりまする織物価格の安定の問題でござります。これはただいま織物価格安定法並びに糸価特別会計によりまして、最高、最低の——具体的にただいまきまつておりまする金額で申しますれば、キロ四千円と五千五百円の間でこれを安定させよう、いわゆる異常な暴騰、暴落をこの法律で安定をさせよう、しかしながら、常にこれは内外の業者から指摘をされておるのでございますが、その幅が大き過ぎるじやないか、こういうことでござります。そこで、でありますことならばもとその間で、小幅の中で安定するような方策がないものであろうか。もちろん、非常に大きな変動といふものは、この最後の防波堤でありまする安定法によつてぜひとも守つていただきなければならぬ。しかし、実際に生糸を扱います者、売る者から、これをつくつて織物にする者、また織物を売る者、かような段階の者といったましましては、もうちょっと小幅でこれを安定させてもらいたい、そういう希望はもう業界の悲願でございます。そういうような意味におきまして、この法律は、ただいま申し上げました基準糸価というものをいなれば最低にいたしましたて、五千五百円以下のところで、それがそのとき妥当であるということならばひとつ安定をさせよう、そういうことを目的にしておるよう思ひますので、これまた言うまでもなく、私ども製糸業者としてぜひとも達成をいたしたい、かように希望をいたしておる次第でございます。

また、織物価格安定法というもので私どもはこ

の業界に生きてまいりましたが、ときどきこうしてもらいたいなと思うときがあるのでござります。それは、輸出のためにもまた国内の需要をまかなうためにも、五千五百円でなければ、いまの繭糸價格安定法によりますと、政府が糸を持っております場合これを売ることができないのでござります。しかしながら、業界の事情、特に輸出の振興というようなときには、五千五百円以下でもぜひ政府に売つてもらいたい、売ることができるのであります。かようには、業界の事情、特に輸出の振興というようなときには、やはりこの法律を改正をいたしまして、適時適切に政府の糸が売れるようにしていただけるならばいいへん好都合だ、かようには、常日ごろ考えております。今回政府当局におかれましても、私どもの希望をおくみ取りくださいまして、関連法案として繭糸價格安定法の一部改正を御提案を願つておるのでございます。ださいまして、関連法案として繭糸價格安定法の一部改正を御提案を願つておるのでございましたが、これまた私どもとしてはぜひひとつ達成したい、かようには、考えておる案件でござります。たいへん簡単で大まかではございますが、私どもの熱望を申し上げまして、また何か御質問がありましたら、後ほど知る限りのこととはお答えいたしたいと存じます。(拍手)

のに比べますと、画期的な進歩をした法律でございまして、これは制定以来四、五年の間は最低価格十九万円ということでおまく働いておつたのがござりまするけれども、三十二、三年の例の恐慌がございまして、それ以来、どうもこの安定法の運用ということにつきましては、必ずしもうまくいっていない。何かもっと強化をする方法はないかというのが、これは業界の意見でございました。もちろん、政府としては、政府のお立場があることでございましょう。しかし、その間、あつものにこりてなますを吹くというような運用上のきらいがなかつたわけではございません。そういうことで、だんだん最近におきましては安定法の運用も改善を見つつあるのでござりますけれども、しかしながら、何と申しましても、政府のおやりになります事柄につきましては、おのずからそこに限界があるわけでありまして、またこれは異常なる暴騰、暴落を阻止するという法律の趣旨から申しますれば、そういうところに限界があることもやむを得ないのでござります。しかしながら、実際の繭糸価格の安定といふことから申しますと、もちろん、これだけでは業界いたしましても不満足でござりますし、また業者の経営安定、需要の増進、輸出の振興という点から申しますと、やはり価格の安定ということは、さらにさらにこれを強化する必要があるとかねがねを考えておるのでござります。かかるところ、昨年来養蚕業並びに製糸業の間で、ただいま安田参考人からお述べになりましたが、幸いにして大局部的に意見が一致するけれども、さてこまかい繭の売買ということになりますと、とかく意見といいますか、立場が違いますが、養蚕、製糸の間におきましてある一つの共通の、養蚕家のためにもなり、また製糸家も利益するところの方式が編み出されまして、そのことを中心として、この蚕糸事業団といふような構想をもちまして一つの制度が考案せられたのでござります。これを蚕糸業振興審議会におきまして審議を尽くして、政府に答申したことでも御承知のとおりでございますが、そのこと

を骨子としたしまして、ここに政府から御提案になったのです。私どもはこの事柄を非常に歓迎いたし、すみやかなる実現を希望いたしております。

この法案が実現いたしますれば、蘭糸価格の安定ということにつきましては画期的な強化ができると思います。安定法における最高・最低の値幅の中において、時の生糸あるいは蘭の需給状況を勘案し、また政府のきめられました一定の基準蘭糸価格というのもも参考しつつ、実情に即した相当強い安定価値というものが実現し、よほど効果的に働けるもの、かようにも考えておるのでございます。

なお、そういう期待を持つておりますが、これは政府のすべて監督下に置かれているのでござります。できました暁におきまして、政府におかれましては、その政府の認可等の監督におきましては、十分この法案の趣旨に即して弾力的に考えていただきたい、こういう希望も持っております。そういう御理解がございますれば、これは養蚕並びに製糸業者の方たちが運営審議会というような形におきまして協力をいたしまして、適切な実効ある安定の効果を期待得るのではないかどうか、かように考えておるのでございます。

かくいたしまして、現在御承知のとおりの一番問題であります蘭の増産、したがつてまた、それを基礎とするところの輸出の回復と申しますが、振興と申しますか、その辺のことにつきましても、相当の効果を期待し得るものと私は考えております。

そういうことでございまして、われわれは、この法案によるところの蘭糸価格の安定の強化ということにつきましては、非常な期待を持つておるところでございますから、このことが一日もすみやかに実現されることを希望いたしておる次第でございます。

なお、この法案が実施されました場合の実際の動きいたしましては、やはり何と申しましても、これは当面下値の安定ということに効果を発

揮するわけでございます。上値ということになりますと、これは現在の需給状況から見ますと、どうしても繭の増産に待たなければ安定効果を得がたいような事情にあると考えます。輸出といふことも、また繭の増産に基礎を置かなければならぬ。しかしながらそれができるまで輸出をほうつておく、こういうことはまた許されないことがありますから、輸出の確保、振興ということにつきましては、これは政府の御協力を得まして、われわれ業界におきまして目下鋭意その具体的な案を練つておるところでございます。これにつきましても、おのずから財源の制約その他のことがございまして、必ずしも十分なことはできないかもしれません、何らかの有効適切なる方策を立てまして、この法案によるところの繭価安定の制度とあわせて実施をいたしていきたい、こういうつもりであります。このことを一言申し上げておきたいと思います。(拍手)

○濱地委員長 次に横田参考人にお願いいたします。

○横田参考人 安田参考人、山添参考人と重複する点等もあると思うのでございますが、私は、全養連、つまり養蚕農民の意思を代表いたしまして、しばらくの間時間をいただきたいと思うわけでございます。なお、前々国会におきまして非常な熱意を持たれて本案の御審議に当たられまして、また本日は早朝からこの法案の成立に御努力を願っております各先生方に、深く私は敬意を表する次第でございます。

この蚕糸事業団法のそもそもの始まりといましましては、昭和三十三年の大暴落、なお昭和三十三八年の大暴騰、この二つの暴落、暴騰を契機といつある状況に到達いたしたわけでございます。

したがって、私ども養蚕団体といたしましては、この暴騰、暴落を防いである程度の輸出を確保するとともに、養蚕農家が安心して繭の生産のできるようの方途を講じてもらいたいという熱意に燃えておったわけでございます。したがいまして、

数年来、この問題につきましては、中間安定構想として十分検討をしてまいってきたわけでございます。幸いにいたしまして、先般の蚕糸業振興審議会にこの問題を諮問いたされました、私どもは

数次にわたる内容の検討等を加えまして、政府に

答申を申し上げましたところ、幸い今回事業団法

が上程になつたわけでございまして、私どもは双

手をあげて、この法案を一日も早く通過をしてい

ただきたいことをお願い申し上げておるわけでござります。

なお、蚕糸事業の全般的の安定と申しますのは、つまり、私も農家のせがれでございまして、ことしの繭は幾らになるであろう、来年の蚕糸業はどうなるであろう、こういうのが一般農民の心理でございます。幸いにいたしまして、この法案が通過し、さらに中間安定構想の中に来年度の繭の大体の支持価格が想像で得られるようになりますならば、私ども農民は安心して生産ができるるという信念を持つておるわけでございます。

なお、輸出等の問題につきましても、昭和三十

八年度を契機といたしまして、急激に減退をいた

しておりますわけですが、この法案の通過を見

ますならば、ある程度日本の生糸の価格が安定

し、また生産も安定いたしますならば、この失地

の回復が可能であると私どもは信じておるわけでございます。どうかひとつ、今回提案いたされております蚕糸事業団法につきましては、私ども

は一日も早く成立を期して、来年度の繭の生産

安定に役立たしていただきたいということを懇願

申し上げておる次第でございます。

なお、繭価格安定法の一部改正の問題につきましても、いままでは禁止価格、つまり三十五万円をこえなければいいわゆる放出できなかつた問題

でございますが、この法案の改正によりまして、

それ以下でも放出でき得るような方途が講じられ

るように聞いておるわけでございます。したがつて、この法案が通過いたしますならば、いつでも

政府が手持ちの生糸を輸出なりあるいは国内向け

なり放出できまして、価格の安定ができるよう

に私は想像いたしております。したがつて、この両法案につきましては、養蚕団体といたしましては、少なくとも年内成立を御期待申し上げておる次第でございます。

なお、出資の問題につきましては、全養蚕農家

からキロ当たり三円相当拠出をいたしておりま

す。すでに第一年度分の二億五千円はそれぞれ

の府県に拠出済みでございます。したがつて、こ

の法案の通過と同時に、この二億五千万円は直ちに事業団に出资できるよう措置を講じて待つ

ておる次第でございます。なお二年間に製糸団体

が五億円、このように民間がそれぞれ金を出し合

いまして、この法案の通過を要望しておるわけでござりますが、先ほど大蔵大臣の御答弁の中にも承っておりますけれども、将来政府出資と私ども

の拠出による二十億円ではどうにもならないよう

な場面が到来した場合には、どうかひ

とつ先生方におかれまして、さらにこれに十億円

くらい出していただけるような方便を講じておい

ていただきたいことを重ねてお願い申し上げる次

第でございます。

私の申し上げることは両参考人からすでに申し

上げておりますので、一日も早くこの法案の通過

を御要望申し上げまして、私の意見にかかる次第

でございます。(拍手)

○濱地委員長 これにて参考人の御意見の開陳は

一応終わりました。

○濱地委員長 これより参考人にに対する質疑に入ります。田邊國男君。

○田邊委員 参考人のお話を伺いました、一、二

の点だけお伺いしたいと思います。

○安田参考人 お答えいたします。

中国の生糸を製糸業者が輸入したというお話でござりますが、私はそういう事実を実は聞知いたしました。もしもつと明白に名前をあげておっしゃっていただけば、私も何か思い当たることがあれば申し上げます。中国の生糸が入ってま

しておません。もしもつと明白に名前をあげておっしゃったということは、これはいろいろのとり

方があるうと思います。昨今大体月五百俵くらい

の中国の糸が入つておるようでございます。通年

ではこの生糸年度には六千俵くらいに達するので

はなかろうかと、かように考えております。もつ

とも、入つてまいります糸は非常に粗悪な糸でご

ざいまして、国内におきまする太い繩度を要求いたします西陣の帶ありますとか、きわめて質のよくないと申しますか、下級の織物に使われておるようございます。私が知つておりますのは、神戸の輸入商が中国の生糸をまず最初に輸入したと申しますか、田邊先生の誤解の種になつたのではないかと思ひますが、この業者は製糸業と貿易業を兼営いたしております。そういうことで、その貿易部のほうで中國の糸の引き合いがあつたので入れたのだというふうに私は聞いております。ここではひとり生糸だけでなく、中国産の副糸、きびそこでございますとか、さようなものを入れておるようございます。また北鮮のきびそを長野県の織糸業者が入れておるということも、私はちよつと聞いております。これは昨今御存じのように、こういうものの基本的な問題はあとで申し上げますが、きびそ等も織の減産によりまして供給不足の形になつておりますので、そういう事例が一、二ありますて、あるいはそれが長野県の業者というふうな誤解を生んだのではないかろうかと思います。しかし、単純な製糸業者が中國の糸を入れるというようなことは、私はちよつと考へられないと思うのです。少なくとも日本の製糸業者が好んで中国の糸を入れる、こういうようなことはあり得ないと思いますし、またかりにございましても、これがこの事業団の成立ということに反対だから入れた、私は、そういうふうに考えることは論理の飛躍が少しあるのじやないか、かように考えるわけです。

それから、いわゆる十人十色と申します。私どもの団体にすら、業者といたしましては百三十余の員数を数えております。日本製糸協会のいわばらち外にござりまする、いわゆる公用製糸業者、あるいは玉糸製糸業者、また同じような器械製糸に似たものであります、一応別団体になつておりまする組合製糸、いわゆる日糸連と呼んでおりますのもの、さような団体もございます。こまかいことにつきましては、これはいずれもそれぞれの

お立場なり、経営の規模なり、イデオロギー等によりまして、違うのはやむを得ない。これは製糸協会で完全に一致すると言われてもできない相談だ、かようには私は思うわけでございます。

本題に戻りますが、先ほど来、私がくどくどと申し上げておりますように、いま私どもの業界では、何としても繭を増産しなければならない。しかも、できるならばもっと合理化をして、より原価の低い繭を供給することによって中国等の製糸業者と競争をいたしていきたい、かように考えております。さような意味におきまして、私自身が実は驚くほど、本案の成立に対しても業者は熱望をいたしております。したがいまして、そういう御懸念はないものと私も確信をいたし、かつまた、こにお約束をいたしててもよい、かのように思つわけでもござります。まあ多少なりと何か意見を異にすらるもののが絶無だと、さように申すのは言い過ぎかもしれません、私どもの統制の及ぶ範囲の業者につきましては、全員一致成立を希望いたしておりますことを、私はここに確信してお答えができる。どうぞ御安心をいただきたいと思います。

○田邊委員 安田会長さんのお話を伺いますと、私ども非常に懸念をしておった点は絶対に心配ないと、確信を持って言明をなさつておられるわけで、私はまことにけつこうだと思いますが、ただ、私ども製糸業界の問題を見ておりまして、ただいま会長からのお話を伺いますと、われわれの業界には決してさようなものはないのだ、しかし、製糸の中に製糸と貿易商とをやつておるものがある、その二枚鑑札によつてそれはあくまでも貿易でやつておられるることであつて、われわれ製糸の関知するところではない、こういうように私は理解するわけでございますが、ただ私ども心配をいたしておりますことは、片方で製糸をおやりになつております。片方で貿易商をやつておる。一身はずだと思ひます。この本人が二枚鑑札を持つて、あれは貿易関係で輸入したので、製糸とは何

ら閲知しない、こう申しましても、われわれ第三者が聞きまししたら、これはやはり内部事情によく精通をしておって、そして安い生糸を入れるために、そして国内の生糸を下げるために、繭の価値を下げるために入れる一つの措置である。こういうふうように私どもは推測せざるを得ない。そういう点につきまして、それは製糸協会の会員であるか、あるいはそれは国用製糸の会員であるか、その点が私は十分理解に苦しむわけなんですが、いまいきの会長の言をもつてすれば、輸出生糸、いわゆる製糸協会の会員ではないというふうに私は聞き取りました。しかし、私ども政治に携わるものとしては、やはり国内の生産者とのとも十分考えなければならない。それが競争国である中共から大量の生糸を入れる可能性がある、こういうことになりますと、日本の養蚕業に対して重大な影響を来たす、これがひいてはこの蚕糸事業団の成立にも非常に影響を来たすということで、実は今日まで苦慮しておった問題でござります。日本製糸協会の会員でなければ幸いでござります。私ども国会においてそういう点を非常に重視し、非常な関心を持っておるということだけは、ひとつ製糸協会におかれても十分会員の皆さんにお話しをしていただきたい、かように考えます。

さんのお話を伺つておりますと、これは大事なこととでございまして、養蚕団体の会長である横田会長はどういうような技術指導をなさつておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○安田参考人 ちょっと田邊先生誤解があるようですから、私から……。

私が申し上げましたのは、中国から入った糸はごく粗陋な糸が入つておる、そういうことを申し上げたのでございます。中国の糸 자체がみんな粗悪だ、そういうことを申し上げたのぢやないのでございます。ただいまもそうでございますが、たまたま日本に輸入されます糸は、歐州にも輸出できないようなすそものが入つておる、そういうことを申し上げたわけでございます。

○横田参考人 ただいまの田邊先生の御発言の中に、非常に重要な問題が含まれておると思います。ちょうど中共生糸の輸入という時期が、こどしの春蘭の出盛りにそういう情報が実は私どもに入つたわけでございます。長い間かかりまして、蚕糸業界、製糸、養蚕、蚕糸織物関係等がそれぞれ話し合いをいたしましたが、今日の事業団法の答申を実は申し上げてまいつてきたことは事実でございます。そういうさなかにおいて、そういう情報が流れたことにつきまして、実は私はひそかに憤慨をいたしたわけでございますが、その内容を調査いたしてみますと、なかなか微妙な問題がありまして、全養連の役員会等におきまして、何か阻止運動はないかというふうないろいろな発言がありましたけれども、私どもの調査の範囲内におきましては、ただいま安田会長の言われましたような、ごく少数ではありますが、粗悪の生糸——私どもその生糸の現物を見まして、日本の蚕糸業の中で、しかも春蘭の出回る時期にこういうことをされたことにについては、私は名前を調査して公開するという発言をいたしたわけでございますが、調査の結果、それも必要のないような感じがいたしましたが、将来とも、この問題につきましては、日本製糸協会の会員でなくとも、こういふ不心得の者に対しましては、私は、農林省より

またこの蚕糸事業団の運営の上に大きな支障を来たすわけでございますから、十分配慮をしていただきたいことをお願ひ申し上げます。

なお、横田全養連会長に伺いますが、この蚕糸事業団への出資でございますが、先ほど事業団に対する出資の手順をすでにとつておられる。その金額につきましては、二億五千万円でございますか……。

○横田参考人 三年間に五億円出す……。
○田邊委員 三年間に五億円の出資が可能

来にとりまして事態が非常にむずかしくなるのではないかと思ひますので、私ども養蚕団体といったしましては、この法案の御通過を願うと同時に、この問題につきましては細心の注意を払い、日本の養蚕農家の立場を守つてまいりたいと存じております。

なお、省力養蚕につきまして、たゞ、今までよ若

○横田参考人 ただいま出資金の問題につきまして、五億円を二億五千万円、二ヵ年と申し上げたわけでございますが、実は全養連の案といたしましては、二十億円では少な過ぎる、少なくとも政局から二十億円出していただき、われわれ養連が金が出る見通しがおりになるか、その点を伺っておきたいと思います。

体も十億円出そう、こういうのが団体の原案でありましたが、蚕糸業振興審議会におきまして、養蚕団体が五億円、製糸が五億円ということに話し合ひがまとつたつでござります。そこで各府

県の養蚕農家は、実は十億円まで出さなければ、いまのような資本金では思うようにならないではないかというふうな意見が、養蚕団体のおもなる府県においてあるわけでござります。ただ私どもは、少なくとも来年の春蘭からこの事業団が発足して、養蚕農家のためになつていただくには、不十分ではあつても一日も早く成立をしていただきて、その後においてさらに五億円増資をしたらどうか、かような意見等もありまして、やむなく五億円にいたしたわけでございます。養蚕農家も将來さらばに五億円出すという——実は現在でも出し

得る可能性があるわけでござりますが、お互に友好団体、つまり日本製糸協会等もありますが、団体が五億円ずつ出し合うような気がまるであります。そこでこの法案の御進行方を願つておる次第でござります。ただ、キロ当たり三円と申しますと、十円八十銭になりますか、十円以上になるわけでございまして、そういう五十七万の養蚕農家が、十二万トンの繭を生産する中から、みずからそれがキロ当たり三円を出し合つてやろうと、いうこの気概だけを先生方におくみ取り願いまして、さらに不足の場合には出そろ、こういう決意でございますが、ただ私どもは、昭和三十三年にただいま大蔵大臣の福田先生が当時農林大臣で言明されましたたが、田邊先生の御質問の議事録も全義連は実は持つておるわけでございます。したがつて、あの十億円では私どもは不満でござりますが、さらに事態の内容によりましては政府もこれにさらく十億円を出していただき、われわれ業界も十億円出し合いまして、円満な運営につまり、日本蚕糸業が完全にこの事業團に寄りかかつて繭の増産ができるようにならいたしたい、かような内容を含んでおるわけでござります。

そこでお聞きするのは、かりに繩糸価格安定法の上限、下限を縮める、かつてのような四万円幅に縮める、そういう事態になつても、なおかつ、その中で繩糸価格安定法の中にさらに中間安定帯を必要とするか、また必要として、もつと安定度を高めてやつていこうという考え方があるのかどうか。ここは、実は私はいろいろとそうあればいいなと思いながら、疑問を持つてゐる一つなんですね。今回九万円の中に大体四万円見当の中間安定帯をつくるわけですが、繩糸価格安定法が四万円に上限、下限を縮めてきたときに、それでは上下一円乃至二円の中間安定帯をつくるってさらに安定度を増していくこう、こういう考え方方が持ち得るのかどうか、このところをひとつ聞かしていただきたい、こう思うわけです。

○安田参考人 ごもつともございまして、私も大いにこの制度であります制度が、値幅の小ささいところで働いていただければ、これはたゞへんけつこうなのです。そうして私どもの絶えざる希望として、常に心の中にそういうことはあるわ

けなのです。しかしながら私は、これは要するに、蚕糸業の日本経済に占める地位の転落といふことが、そういうことをばんでいるじゃないか。一口に言えば、大蔵省がやかましい、こういう一言でこの問題はえて片づけられがちであります。しかしながら、大蔵省の喜んでやるような蚕糸業でなくなつたというところに問題があるのじゃないか、ちょっととよけいなことでございますが、私はそういう感じがいたしております。したがいまして、四万円をさらにも縮めたほうがいいかどうかと、ということにつきましては、ビジョンとしては、私は縮めたほうが多い。だから言うなれば、これはできない相談だといって笑われるのですが、マル公にしたらどうか。少なくとも本年度の繭は春繭が幾ら、初秋が幾ら、晩秋が幾ら、ということが大き体価協定できまるのですから、それに製糸の生

産費というものを加えて、本年の春養生糸は幾らでお売りいたします、初秋は幾らでございます。晩秋は幾らでございますという、そういう取引が達成できました、私は、国内の内外における生糸の需要というものはまだまだ伸びる、かようには確信をいたしております。

先般チャーリツにおきまするISAの大会で、また東京におきまする理事会におきましても、価格操作よろしきを得るならば年率一割の需要の増進が見込まれるということを、海外でも申し、決議もされておるわけです。かりに一割と申しますと、十年でただいまの数量の倍、六十万俵でございます。私どもが心ひそかに潜在需要というものを考えますと、現時点でも五十万俵といらるものを目指にして前進していくば、決して糸が余るというような事態は私は起こらないよう考えております。それほど世界における絹の要望というものは大きいのでございます。そういう意味におきまして、いまの問題に返りますが、これはぜひやつていただきたい。そしてこの業は、長年相場といふものに関連をして生きてきておりまして、外国の方々も織糸価の安定を言いますが、マル公というとちょっとあまりいい顔をしないのですね。というのは、その人たちも多少の動きといたがために手慰みをしたいという感じがなきにしもあらず。そういう感じから申しますと、私は、四万円ぐらいのところがいまの人間の頭の程度ではちょうどいいのじやないか、かように考えるわけでございます。

長の個人の考え方は、なべて業界の人たちがそういう気持ちになってきたから、会長もそういう個人的な気持ちが出るのだろうと思うので、そういう意味からいと、やはりなるべく狭くやついく、しかし一方には、たとえ彼らでも投機的な気持ちも人間の心持の中にあるから、ある程度の値幅は必要だ、こういう話のようあります。

ただいまお話をあつたとおり、生糸の潜在需要といふものは、私はあると思うのです。中共の生糸がああいう形で一本値段で四年も五年も据え置かれるという話だそうですが、そういうことで、しかもも値ごろが安いというけれども、私は、日本の生糸も、ある程度の値ごろでもこれで確實に安定しているのだといえ、それを基準にして加工業者が需要を伸ばしていく、こういう事態が出てくるのだと思うのです。

そういう観点に立つていま一つお聞きしておきたいことは、そういう事態の中で、これは製糸協会の立場に立ち、一体、今日の清算取引市場をどう考へるか、この問題なんです。これはいままで少しだつこく私も言つてきたわけですが、乾糸市価格安定法があり、その中にさらに事業団をつくって安定をしようとしておる。これとどういう位置づけをしたらいいか。私は、新しくできる事業団が強力な資本を持つて、そして市場にもオペレーションできる、こういう姿になれば、またそれも一つの行き方である、こうも考えますし、そこまでは事業団には許さないので、こういうことになれば、他の方法で、野放しの無政府状態の清算市場というのには強力な規制を与えないきやならぬ。さもないと、せっかく新たに事業団をついた當時とは違つて、こうして養蚕家も製糸家もあげて安定を求める体質になつてきただ今、どうしてあの清算市場というもののがなくてはなら

ぬものなのかどうか、この問題です。もちろん、やめるということになれば、その影響は大きいと展のただ一つの道だということが確認されて、それをはぼむ一切のものは、儀式はありませんが、経済的な何らかの救済をして、これを阻むべきではないことは取り除いていくと、基本的な方策が立てられるべきやならぬ、こう思うわけなんですが、この時点では清算市場というもののどいう考え方を持つておるか、なかなかそれはたいへんなことですけれども、個人の考え方だけつこうです。率直にひとつ述べていただきたい。

○安田参考人　どうもたいへん言いにくいことを言わされるわけでございますが、率直に申しまして、私は、あれはつぶせるものならつぶしたほうがない、こう思つております。これはうそ偽りのないことなんですね。ただ、実際はつぶせないだろうという感じがしている。これはわが国のいまのいろいろな自由の原則からしまして、私は、取りつぶすことはなかなかむずかしい、かように考えておるので、でき得るならばということばをこの上に乗せざるを得ない、かように考えております。

製糸業者の立場として清算市場をどう見るかということをござしますが、やはり過去におきましたは、先生の御指摘のように、製糸業というのは投機利潤をねらっていた。しかし、これは、その製糸家が生まれながらにして相場好きだ、こういうことでもないのである。相場を張らざるを得なかつた、こういうふうに私は見ております。と申しますのは、繭の買い入れ価格等におきましても、これは私は、製糸業というのは、いさか狂った産業だ、自分でやっていて、そういうこととを言うとおかしいですが、そういう感じがして、いる。大体、商法というものは、安いときに買つて、高いときに売るというのが、私は商売の原則だと思うのです。ところが、製糸業というのは、春蘭なら春蘭が出てくるときには、安くても高くとも、これが一年間にどういうふうに売れるかと

いうことの見通しがつかなくとも、ぱっと買わなくちゃならぬ。たまたま高い繭を買って、一年じゅう安く売るような事態もあります。その反対もありますよ。これはファーフティ・ファーフティにあります。ですが、とにかく計画的な経営ができる。各産期にはどうしてもそのときの相場で繭を買わなきゃならぬ。そこで、清算市場というものでむしろ動くことを期待して買って、そこにいわゆるヘッジをして、そしてときにぼろもう少し。よう、またときに去年の損を取り返そう、そういうことで清算市場というものがどうしても不可欠であったわけですね。それで、かつて麻州の取引所が相当の不振におちりいましたときに、国用生糸を上場したい、こういうことを企画されまして、われわれ製糸業にも賛成しろということを言つてきたのですが、当時私どもの判断といふましても、普通生糸の上にさらに国用の上場をすれば、いろいろ相場の波乱が「そぞろ大きくなり、また海外で国用の糸が安い相場が立つと、普通糸に對しても、向こうはこんなに安いじゃないか」といって、頭をたたかれる、どう考えてみても国用糸の上場をやめてもらいたい、そういうわけで、商品取引所の審議委員という、いろいろ学者の方、学識経験者で組織しております委員会がございますが、私はそこにもお百度を踏んでこの問題を頼み回った。そのときに、いまだしか青山学院の先生をしておりますかと思います真經先生という商法の大家の方が、私に、安田さんそう言うけれども、あなた方取引所がなくなつて、ヘッジの場がなくなつてもいいのですか、こういう質問をされますと、けつこうですと言いかねる時の状況でございます。さような意味におきまして、ただいまの時点では、取引所がなくなりますと、ヘッジの場がない、こういふことは製糸業の立場としては一応言えるのです。しかしそれじゃヘッジの場が全然ないかという御質問をもしただけば、それはくふうがありそうだ、かように考えておるわけでござります。

ざいませんが、ちょっとこれに関連があると思うのですが、輸出振興につきましては、二つの方法がある。一つは、先ほどのように、マル公でもないのですけれども、いわゆる一定価格にして、ある一年間なら一年間は一定価格で売りますということを海外に言って、そして買ってもらう。そうしますと、買い手はそれに基づいて織物をつくって、最終まで安心した商売ができる。いまの状況は、織物を企画して、さて売ろうとするときに、市価が下がるともうだめだ。上がれば上がったで、原料の手当でできない。こういうよろなことで、海外の需要を相当減らしております。そういう意味におきまして、一定価格で海外に一定量を供給するという約束ができるないものだらうか、こういうことが一つ。もう一つは、非常に高くなつたときに、たとえばいま五千五百五、六十円しておる。そのときに、五千円でお売りしますとか、五千二百円、それ以上はお売りしませんというような約束をして、輸出最高価格とともにべき価格を設定いたしまして、それで海外に買ってもらう、海外のほうはそれに基づいていろいろ事業計画をしていただく、そういうことを実は私はが考えて、一部の輸出商にいろいろ聞きますと、いやそういうことができればけつこうなんだ、そうすればわれわれは何も清算取引を使う必要はないんだとある業者は言つた。ですから私は、これがでければ、取引所の外堀だけは埋められる。まあほんとうのばくち打ちはしようがないですよ。しかし、商社等が取引所にヘッジをして、そして実際輸出の現況というものは、これは從来からそうでございますが、五千五百円のときは向こうでは三百円、五千六百円なら四百円と、必ず下値を言ってくる。私は生糸輸出組合長に、どうして下値でなければ売れないのですかと言つて、ちょっと食つてかかつたことがある。ところが、これは明確な回答はいただけませんけれども、まあそういうのが過去の習慣であるとか、しきたりであるとか、そういう値段を出さなければ実際に買つてくれないんだ、そういう、言うなれば、ちょっとして

ばちのよきな御返事をいただいたわけでございませんが、そういう実情でございますから、日本の輸出商はどうしても商売したいというときは、いまここで売つておいて、相場のほうでひとつ取り返してやる、埋め合わせてやるううので、清算取引に向かうわけですね。そこで、輸出問題といふものが、ただいま申し上げましたような形において解決をいたしますならば、少なくとも取引所の外堀だけは埋まる、かようになります。

あとはお役所の監督ということで、あちらのほうで……。

○ 原委員　だいぶ取引所の問題についてお話を伺つたのですが、次に、全養連の会長さんにお伺いしたいのです。

いま輸出と生糸の清算取引の関係で、安田さんからいろいろお話を承つたのですが、乾繭取引に関するも、養蚕農民の中でも、ぼちぼち頭のいい筋が考え出してきております。御承知のとおり、末端の農協が専属契約をやつて、そしてそれぞれの県の連絡が掛け目協定をやる、これがいま軌道に乗つておる取引形態なんですが、どうもそういうことをやつておるときに、乾繭相場はぶつとぶつと歩いておる。われたちはそれを売つてはいけないのか、こういう相談を私は受けたわけなんです。そこでわれわれがとれる繭を売りつないでおけば、その値だけは確保できるじゃないか、乾繭して渡せばいい、こういう議論をつかけられると、それはいけないんだとも、いま安田さんの言うとおり言い切れないのですね。頭の回転の少しいところの農協長あたりはそんなことをぼちぼち考えておるわけです。従来の経験からいうと、繭の出盛り期というものは、少しくそれが人工的であるなどという疑いまで持たれるような低迷をして、掛け目協定のときの相場といふものが低迷する。存外そんなときに乾繭のほうは平氣で、いわゆる投機者流の連中によつてあるられる場面がある。あそこへ売りつないでいけばいいじゃないか、こういうことになつてくると、せつかくこういうぐあいに事業団等もできて、最

末端から地道に確実に積み上げられるところが、やはりそういうものの跳梁によつてくずされる危険性がある、このようには思つわけです。専門契約を結んでおいて違反ではないかと言わればそれまでですけれども、やはり具体的にはかなりいろいろ振り売りとかそういうものでくずされりますけれども、乾薬市場あたりであれば回らるというと、そういう取りまとめた知能的な運動が起つてこないとも限らない。そういう点について考えますと、清算市場もそうだ。乾薬市場もそうだということから、これでいいのかどうか、こうしてもらいたいのだ、こうしなければならないのだという考え方を取りまとめて意見の発表を主張してもらわなければ、農林省当局のほうでもやはりいろいろと問題があるうかと思ひますので、ひとつ御所見があつたらお願ひいたします。

自肅をする、しかも農業団体としての使命達成のための繭取引が行なわれるような、いわゆる相場師にならないような、農民的な立場に立つて繭処理をいたしたい。そうしてまた、蚕糸事業団法が実施に移されるならば、大体において適正価格といふものが生まれてくる。その適正価格によつて繭取引が行なわれるならば、そういう投機的な心理もある程度静まるではないかと私は思うわけですが、さりますが、ただ、われわれ養蚕農家は年にたゞ三回繭を売るだけでございます。春と夏と秋と……。ところが、製糸屋さんは、その三回買ったものを三百六十五日糸を引いて、価格が毎日変わつても、変動しながらも商売を続けていく。原料販売が年に三回というところに、養蚕農家には非常に問題があるわけでござります。したがつて、乾繭取引というふうなものもところどころに生まれてくる。

この問題につきましては、私個人といたしましても、ほんとうにまとまった考えはないわけでございますが、この事業団法の発足によりまして、ある程度繭、生糸の価格が養蚕農家に納得できるそこそこのものが協定できますならば、そういう養蚕農家は投機的なことはある程度やめるのではないか、かように信じているわけでござります。したがつて、その問題につきましては、現在私ども養蚕団体の内部においてまとまった考えはないわけでございますが、この事業団法の発足によつて、自然にことしの春繭はどのくらいするだろ、ことしの夏秋繭はどのくらいするだろという想像的な價格が生まれますならば、そういう操作は自然になくなる、かのように思つておるわけでござります。したがつて、繭増産が行なわれれば行なわれるほど、そういう投機的な状態はなくなるだろう、かように存じております。

○栗原委員 ありがとうございました。質問を終ります。

○田口(長)委員長代理 高田富之君。
○高田委員 一問だけお尋ねをしたいと思うのですが、輸出の振興、さらに今後の業界の發展、いか

自肅をする、しかも農業団体としての使命達成のための繭取引が行なわれるような、いわゆる相場師にならないような、農民的な立場に立つて繭処理をいたしたい。そうしてまた、蚕糸事業団法が実施に移されるならば、大体において適正価格といふものが生まれてくる。その適正価格によつて繭取引が行なわれるならば、そういう投機的な心理もある程度静まるではないかと私は思うわけですが、さりますが、ただ、われわれ養蚕農家は年にたゞ三回繭を売るだけでございます。春と夏と秋と……。ところが、製糸屋さんは、その三回買ったものを三百六十五日糸を引いて、価格が毎日変わつても、変動しながらも商売を続けていく。原料販売が年に三回というところに、養蚕農家には非常に問題があるわけでござります。したがつて、乾繭取引というふうなものもところどころに生まれてくる。

この問題につきましては、私個人といたしましても、ほんとうにまとまった考えはないわけでございますが、この事業団法の発足によりまして、ある程度繭、生糸の価格が養蚕農家に納得できるそこそこのものが協定できますならば、そういう養蚕農家は投機的なことはある程度やめるのではないか、かように信じているわけでござります。したがつて、その問題につきましては、現在私ども養蚕団体の内部においてまとまった考えはないわけでございますが、この事業団法の発足によつて、自然にことしの春繭はどのくらいするだろ、ことしの夏秋繭はどのくらいするだろという想像的な價格が生まれますならば、そういう操作は自然になくなる、かのように思つておるわけでござります。したがつて、繭増産が行なわれれば行なわれるほど、そういう投機的な状態はなくなるだろう、かように存じております。

○栗原委員 ありがとうございました。質問を終ります。

○田口(長)委員長代理 高田富之君。
○高田委員 一問だけお尋ねをしたいと思うのですが、輸出の振興、さらに今後の業界の發展、いか

いろいろな問題がありますが、究極的には、いまおつしやられましたように、今後の原料蘭の増産に尽きるのではないかと思います。このままでまいりますと、やはりじり貧的に少なくなっていく傾向のほうが——あらゆる条件がその方向に向いておりますので、いま安田さんでしたか、おっしゃいましたように、五十万俵くらいはこなせるといふお話をございますが、何としましても、いまの状態では原料蘭に頭打ちがきておるということが最大の陰路だと私は思います。そこで、いまの相場がこれを証明しておるのじやないかと思いますが、輸出がほとんどなくとも、内需だけですでに五千五百円を突破している。これは実勢で、内需の非常に強い需要のところからきている当然の結果だと思いますが、こういうことでもまいりますと、これはもう何としましても、思い切った増産体制というものに切りかえなければならぬ。幸いにして、いまは蚕糸局、政府のほうでも、この業界に対する考え方を従前とはかなり変えて、相当積極性を持った施策も打ち出そうとするかまえにはなっておりまます。しかし、政府全体として、先ほど大蔵省のお話がちょっと出来ましたが、遺憾ながらまだまだそういうところにいっていいと思うのです。

ですから、やはりここらで、私、特にお三人の方にはつきり御聲明を願いたいと思いますこと

は、せつかくこの法案によって業界が、先ほどの御説明のとおり、自主的に結合して、そうして全体として盛り上げていこうという機運が実を結びつつある第一歩でございますので、この機会に、蚕糸業の中期あるいは長期の見通しといいますか、五年後にはこうするんだ、十年後にはこうあらいたいんだ、そのためにはかくかくしかじかのことはどうしてもやらなければならぬ、業界としてやる範囲はこれまで精一ぱいにやる、足らないところは、こういふことはひとつ政府がやれ、こんなようなことで、やはりこれは業界から強く空気を、これを機会に出していただきくということがどうしても必要じゃないかと思うのです。先般来

も、この法案につきましても政府といろいろお話し合ひ、この委員会でもあつたわけですが、そういう点ではまだだ、第一歩は踏み出したとはいはざいませんけれども、農業生産全般が非常に困難になつておることは御承知のとおりでございなかといふ心配もあるわけなんです。そこで、現在の相場のあれが証明しておりますとおり、またあなたのおっしゃいます五十万俵消化可能というようなこと、これはおそらく全くそのとおりだと思ひますが、そういう点から、そういう立場から、けつこうでござりますから、ひとつ、簡潔で業界として、当面こういうふうなことでやる計画を持つておる、あるいはこういうふうなことをやつておる、さらに政府に對してはこれこれしかじかのことをやつてほしいということを、率直なところを、ぜひ製糸業界から、あるいはまた養蚕代表の方、山添さんのほうからも、一言づつお述べをいただきたい、こう思うわけでございます。○横田参考人　ただいまの高田先生のお話のとおりでございまして、いまの日本の蚕糸業は、私たちが口をすっぱくして申しておりますが、老大国のよくなじみがない、なぜ窮屈がないだらうかということがない、なぜ窮屈がないだらうかというふうな感じがする、長い歴史を持ちながら窮屈がない、なぜ窮屈がないだらうかというふうな感じがするわけでございます。御指摘のとおりでございます。したがつて、この法案を軸といたしまして——もちろんこれで満点とはいえないわけでございますが、私どもはこれを軸といたしまして、日本蚕糸業の再建をはかる、こうつつある第一歩でございますので、この機会に、蚕糸業の中期あるいは長期の見通しといいますか、五年後にはこうするんだ、十年後にはこうあらいたしまして、日本蚕糸業の再建をはかる、こういうつもりでござります。それにはまず蘭増産にあります。蘭増産という事柄につきましては、まだ農林省でも正式にはそういうことばは使わないようになりますが、私は聞いております。しかし、今回この法案の通過と同時に、大いにひとつ農林省でも蘭増産といふことばを使っていただきまして、私どもは画期的な蚕糸業の振興策を考えまいりたい。それには、私どもこれからいろいろと御注文申し上げるわけでございますが、先生方の御支援のほどをお願い申し上げる次第でございます。

○山添参考人　すべての問題が蘭の増産にかかるところを、とにかくまず第一の防波堤でこれを防いでおるということは、全く同感でござります。ところが、近年の農村事情によりまして、蘭だけではございませんけれども、農業生産全般が非常に困難になつておることは御承知のとおりでござります。特に蘭につきましては、事情がすでに需要に追つつかない事情であるにかかわらず、世間一般といたしましては、あまりに、いわゆる斜陽産業というようなことばがございます。やはり農業生産というものは、現実の生産条件とともに、世界にあるムードというものの影響が非常に作用をするということをございまして、したがつて、こういう蚕糸業が全く変わつてきております機会をとらえて、私どもももちろんございますが、政府におかれまして、新しくやはり長期的な見通しに立つて計画を改定する、從来五ヵ年計画といふいう計画をまた立ててもらつて、それによつて、一面事業團によつて最低価格といいますか、ほぼ生産が安心してできる価格を示しつつ、一方從来やつております技術指導あるいは共同飼育とか、そういうような施設を進めていくべきだなに増産ということに重点を置いてものごとを考えなければならぬという先生の御意見につきましては、全く同感でございます。

○安田参考人　ただいま兩参考人から申し上げましたことでお話は尽きるかと思いますが、この増産を進めてまいりますのに一つのネックがある。これは言うまでもなく農産物でございますので、天候、虫害その他非常に災害にかかりやすい素因を持っております。本年の蘭不足もその災害によるところがかなり多かつた、かように思いますので、計画の策定には災害というものを加味していかなければならぬ。非常に豊作になつて計画以上の増産ができたというようなときには、直ちにその価格に波及するおそれがございます。そういう意味におきましても、この事業團といふものに私どもが期待をいたしておりますのは、そういう事態に、とにかくまず第一の防波堤でこれを防いでいくのだ、こういうことが一つであります。それから先ほど来しばしばお話が出ておりまして、今年度の蘭は幾らぐらいに売れるのだとさへいきますけれども、農業生産全般が非常に困難になつておることは御承知のとおりでございまして、この事業團においてできる、こういう意味で、私はかなり増産に對して前進をするであろう、かよう考へておるわけでございます。

○田口(長)委員長代理 林百郎君
○林委員 時間の関係もありますので、まとめてお聞きしたいと思うのですが、横田さんからちょっとお聞きしたいのです。
先ほど、この法案について養蚕團体として非常に熱意を持たれておるという、そのことは私よくわかりますけれども、ただ、この法案を今後さらに改善していくといふ方向でわれわれも考えています。従来も蚕糸事業團がございましたし、その中で、この蘭の値の下がつたときの処置も、この法案に盛られておるよう、保管、売り渡し、加工の委託をすることができるというような規定がありましたが、そういうものも一度も実は発動しておらないわけです。発動し

中で盛り込まれているわけです。ただ、このたびの法案の中で、養蚕家にとって若干前進したと思われるものは、基準繭価で買い入れを勧告する、それからその基準繭価で買い入れをしなかつた製糸業者に対しては、あるいはそういうおそれがあると認められる製糸業者に対しては、買い求めの要求があつた場合にこれを買い入れない、そういう規定があるわけです。そういう間接的な保護規定なんですね。それで十分とお考えになつておられるとは思わないのですけれども、どのようなお考えなんでしょうか。それで十分とお考えになるのでしようか。さらにあるいはこういう方向に前進をしてもらいたい——私の考え方を申しますと、むしろ、生糸のほうは事業団が責任を持つて値が下がったときは買い入れるというなら、なぜ繭のほうも一定の値段が下がった場合には政府がこれを買い取らないのか。そうして買い取つて、事業団が製糸業者との間に幾らで売り渡すかという交渉をすればいい。そこまでいかなければ、製糸業のほんとうの基盤である養蚕業者の保護に欠けるのじゃないかということを私は思うわけですねけれども、その辺についてどういうふうにお考えになつておられるか、ひとつお聞きしたいと思います。

日本全体の繭の一割をたな上げするのだといふこととで、実際に私どもも乾鶴共同化をして繭値を維持した経験を持っております。しかし、事業団發足以来はそういうものは一度もなかつたわけであります。今回もこの事業団法が生まれて養蚕農家に役に立たないというふうな印象を与えてはならないということで、私どもいろいろ内部的にも検討し、振興審議会でもこの問題に集中していただいたわけでございます。したがつて、繭は買ひ上げにはならないわけでございますが、私ども概算で計算いたしますと、市場から生糸を五万俵たな上げができるということになりますと、必然的に繭価の維持がかかるわけでございます。なお、繭系価格安定法の一部も残されておりますし、この両法の運営によりまして、私どもは大体養蚕農民の考えておる繭価の安定がかかるように思うわけでございますが、先生の言われるよう、この法案が生まれればこれでよろしいかという点につきましては、私は絶対よろしくない、ということを申し上げたいのです。この法案だけにたよって養蚕農家が繭の増産をするということはなかなか困難です。したがつて、まず第一に法案をつくつていただきまして、いよいよ実行に移していくいただき、その実行段階において、不備の点は、まず養蚕農民にできるだけ寄与できるような方向へ改善をしてまいりたい。農産物の価格安定という問題は非常にむずかしいわけでございまして、関連する産業があります。したがつて、日本製糸協会あるいはまた蚕糸協会、織物業界というふうな人たちとも歩調を合わせながら、この法案の通過をまずねらいまして、その後において、不備の点につきましてはそれぞれ検討を加え、改めてまいりたいと思うわけでございます。必ずしもこの法案だけでは養蚕農家が満足するという形ではないけれども、まず一つの土台をつらなければ現状では繭増産はとりあえずできない、こういうことで私どもはお願いを申し上げておるわけでございます。したがつて、出資金の問題につきましても、五億円というところでございますが、将来は十億円に直し、

○林委員 時間の関係で簡潔に質問をしていきますから、あと二問ほどさせていただきたいと思います。

実は昨日私は査糞局のほうにも質問したのです。大体将来販売の委託をする場合、どのくらいまでの責任を持って販売の委託を受け付けるつもりかというようなことを聞いたわけですがれども、約百万貫程度というよう聞いたわけです。これはもし正確を欠いたら私の責任でございます。私はそう受け取ったわけです。それは全産蘭量の約三%程度、それから買い入れの限度は約三万俵、さつき五万俵というようにおしだやいましたが、三万俵というようなことを聞きました。そうしますと、その程度で万一一これは下がった場合のことのほうが問題になります。いいときはたいして問題にはなりませんが、そういうときには、やはり蘭価の——これは米価も同じことになりますけれども、私どもはいま蘭価のほうを聞いておるわけですが、その程度の本法案の発動で日本全国の蘭価の安定がはかられるかどうかという点ですね。

それから、標準蘭価がきまることになつておるわけですけれども、この標準蘭価のきめ方自体、最低価値から逆算したものからさらにそれへ一二五ですか、一・五を希望したけれども、一二五にとまつているようですが、そういう関係もありまして、そうすると、標準蘭価がむしろいい場合はそれがかえって蘭価を上げないような作用として、今度はそのてこに使われるきらいがあるのではないかということが心配になるわけであつたら、ひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

その二つの点とあわせて、あなたへの質問はこれで終わりますので、将来この法案をさらにどういう方面に積極的に充実させるべきかという点があつたら、ひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○横田参考人 実は私どもの生糸買い上げの要望につきましては、最初は七万俵ぐらい必要だということを申し上げておったわけでござります。ところが「二十億円の出資金になります」とあります三万俵でござりますが、通算いたしますと五万俵のたな上げができるような措置が講ぜられてあるように私は見受けております。それで、繭につきましては、現在の生産量から見合いますと、前回の蚕繭事業団のときには、約三百万貫たな上げをするのだということで全国の養蚕農家に呼びかけましたが、結論的には約五十万貫の乾繭共同化になつたわけでございます。したがつて、繭は今までござりますので、それぞれの思惑がありまして、三百万貫たな上げするというのが五十万貫になつた、こういうふうな事例から私どもは勘案いたしましたして、とりあえず百萬貫程度をめどとしたしまして、一応とにかく二十億三千万円の出資金だというならば、それでやつてもらおうといらこうございましたが、将来の問題につきましては、繭増産が行なわれる場合につきましては、少なくとも当初の目的の七万俵、繭は一割の三百萬貫程度やはりたな上げできる措置を将来は講じてもらいたい、かのように考えておる次第でござります。

○林委員 わかりました。

それではもう一問だけ、今度は安田さんにちよつとお尋ねしたいわけです。安田さんは、私の知つているところですと、大きな製糸の責任者ですが、しかし、製糸協会といふのはたくさんある製糸家がござりますので、そういう立場からお尋ねしたいのですが、本法案の目的は、蚕糸業の經營の安定と、もう一つは生糸の輸出の増進ということがあるわけですから、この二つの目的が、過去の実績からいいまして、両立し得ないのじやないか。ということは、生糸の輸出の増進をするためには、むしろ値が上がったときにそれをどう抑えるかということのほうが、市場を獲得するためには非常に重要な要因になると思うのです。しかし、從来蚕糸局のとつた態度を見ます

と、上がったときも下がったときも、いずれも消極的ですけれども、業界の要望にこたえることができないで、値が上がって、たとえば三十八年のときのように、非常にギャンブルみたいに暴騰しています。ただいまも上がっています。先ほど安田さんから、こういうときに、むしろ押えるために、政府手持ちの生糸を放出するような作用を積極的にやるべきだという御意見を聞いたわけですが、それとも、こういうときに、むしろこの蚕糸事業団の作用が積極的に行なわれないし、蚕糸局の指導もそういうときに積極的に行なわれないと、ここで、上がったときには、製糸家の皆さん方ももうかりますからもうけさしてやろう、下がるときもあるからということですが、しかし、大きく国際的に生糸市場を確保するという観点に立つて、むしろそのときのほうが警戒を要するわけなんですねけれども、結局本法案の目的は、非常に動搖の激しい製糸業界の中で、むしろ値が下がったとき、どのようにその不安を解消させてやるかということが真のねらいで、本法案は、真に生糸の輸出の増進のために作用するという要因が少ないのでないかというふうに思うわけですが、その辺、製糸業界としてはどうお考えになるかということが一つ。

いう構想に持つていかなければ、そういう意味での輸出増進がむずかしい。私はそういうことを期待しておる。表にあらわれました形としては、価格の変動を小幅にすること、それから一緒に提案になつております糸価安定制度の一部並正、その二つによつて私は輸出の増進ができるのではないか、さように理解をいたしておるわけですがあります。

それから、基準織価を割るおそれるのあるときと、いうことなんですが、これはこの法案の文句としては、実は率直に言つて、ちょっとどうも首をひねらざるを得ない。私どもがこの構想として聞かれておりましてことは、基準織価で製糸が買えなかつたような状況になつた、そういうときに発動する、このおそれがあるということは、ここに役所の方も見えておりますから、私も実はお伺いしなさいのですが、おそらく実際は基準織価をだんだん割つてくる、実はわれわれが考えておりますところでは、基準織価を一割下がつた、そうするとどう買入れる、そういうことが即行なわれるのだと、かようく実態としては理解しているのです。

○林委員 それでは私の質問は終りますが、だ一言、先ほどの田邊さんの質問以来中国生糸の輸入の問題がいろいろございまして、何かそれだけ國賊みたようなきつついことばがこの委員会でありますけれども、しかし、委員の中には必ずしもそういう考え方のものばかりいない。ということは、日本の生糸業が自由主義であり、資本主義經濟であり、やはり利潤を目的としている以上は、値が上がるときには、もう織糸価格安定法の幅をはかったところで、何かその人がまるで國賊みたために非難されることは、私としてはにわかに贅成できませんけれども、製糸協会の会長のあなた

休憩後は会議を開くに至らなかつた

としても、十分話し合いで歩調を合わせることだけはこうですけれども、しかし、当委員会の意見全体が何かそういうものは国賊のように非難すべきものであるという意見ではないということを、私は一言付言して終わります。

○田口(長)委員長代理 以上をもちまして、参考人の御意見に対する質疑は終了いたしました。参考人各位には貴重な御意見をお聞かせいただきましたし、ありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

この際 暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

昭和四十一年一月十日印刷

昭和四十一年一月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局